

登録飼養衛生管理者による 豚熱ワクチン接種のための 研修【知識(制度)】

～豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針
及びその留意事項の内容～

本研修の目的

- 登録飼養衛生管理者及び認定農場が満たすべき要件を把握する
- 熊本県豚熱ワクチン接種実施要領に定められた必要な事務手続を把握する

要件を遵守できるように
しっかり内容を
把握しよう！



豚熱ワクチンを接種可能な者

●豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針

第3-2 1 予防的ワクチン接種に対する基本的考え方

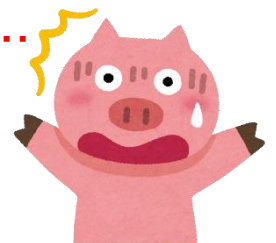
- ・都道府県知事は、家伝法第6条の接種命令に基づく家畜防疫員による接種のほか、次に掲げる者による接種を行わせることが可能


➤【登録飼養衛生管理者】

- ・ **飼養衛生管理者**（家畜伝染病予防法第12条の3の2第1項の飼養衛生管理者）
- ・ 都道府県知事が飼養衛生管理基準の遵守、ワクチン管理体制等に係る要件を満たすと判断して認定する農場（以下「**認定農場**」という。）において、家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示・監督の下、適時性及び適切性に係る要件を満たす**飼養衛生管理者**

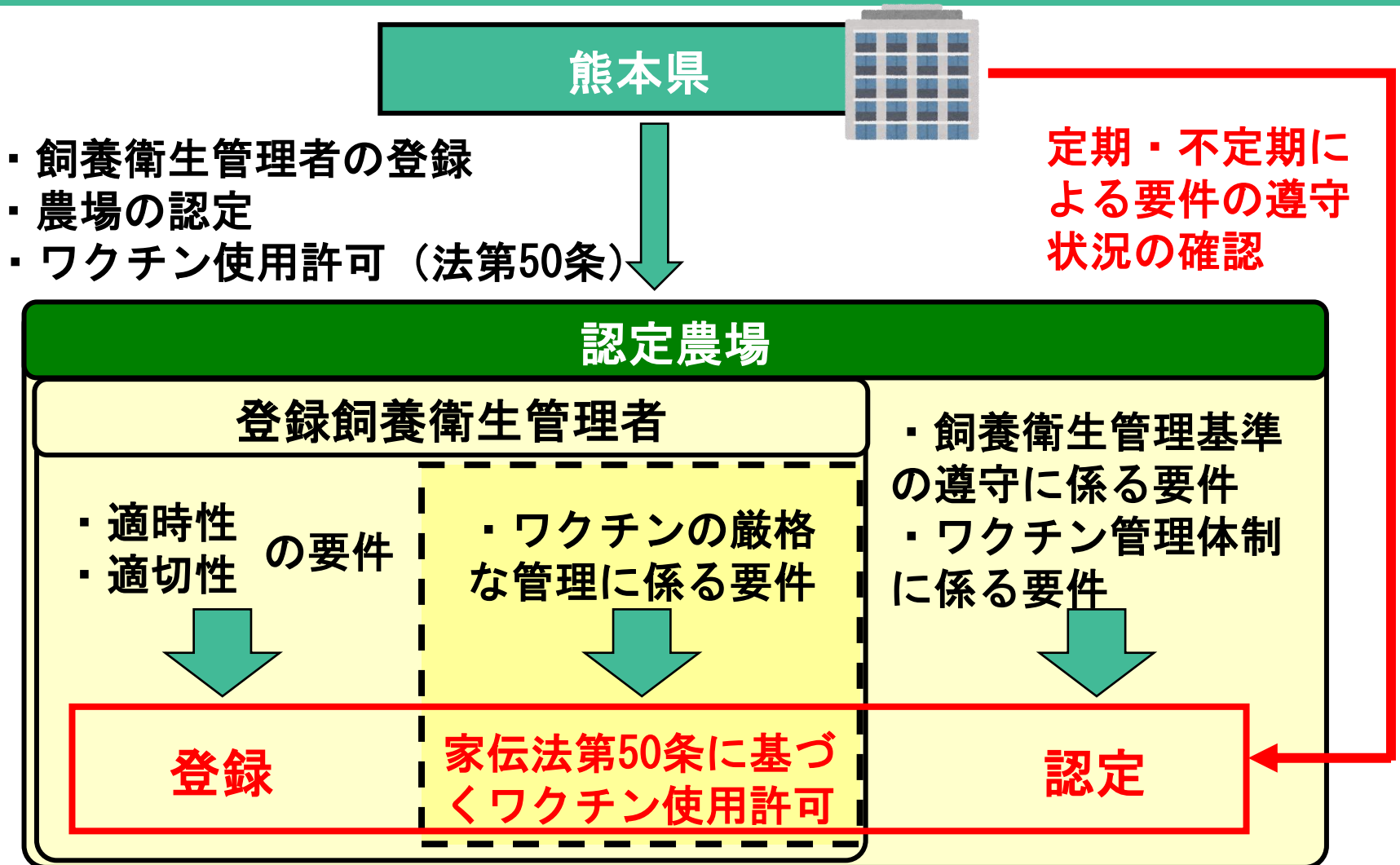


要件を満たさなくなると…



 認定農場の認定や登録飼養衛生管理者の登録の**取消し**の上、家畜防疫員又は知事認定獣医師による接種を実施

登録・認定・ワクチン使用許可のイメージ

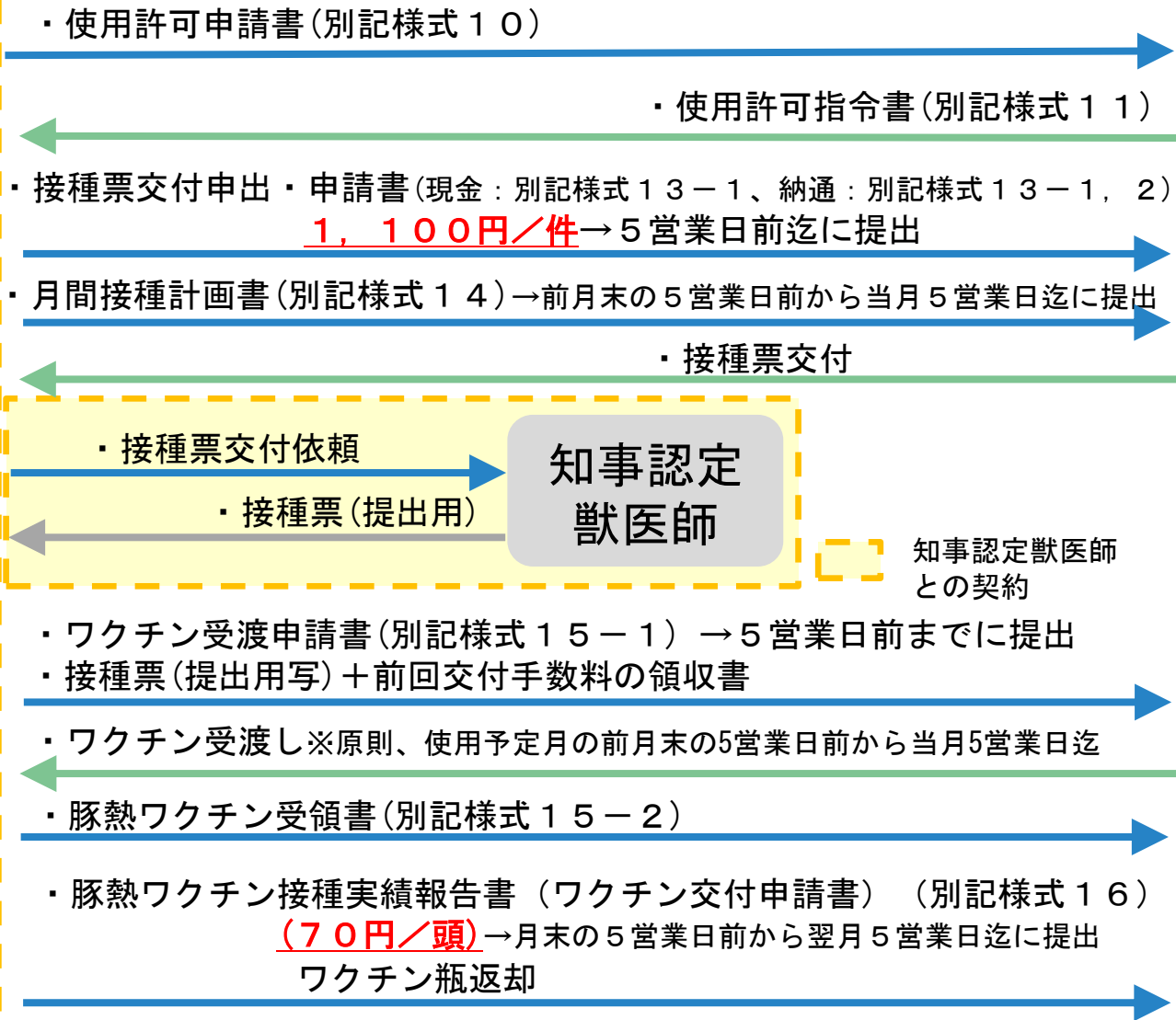


★登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種には、
①飼養衛生管理者の登録、②農場の認定、③ワクチン使用許可、の全てが必要です。

登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種

農場

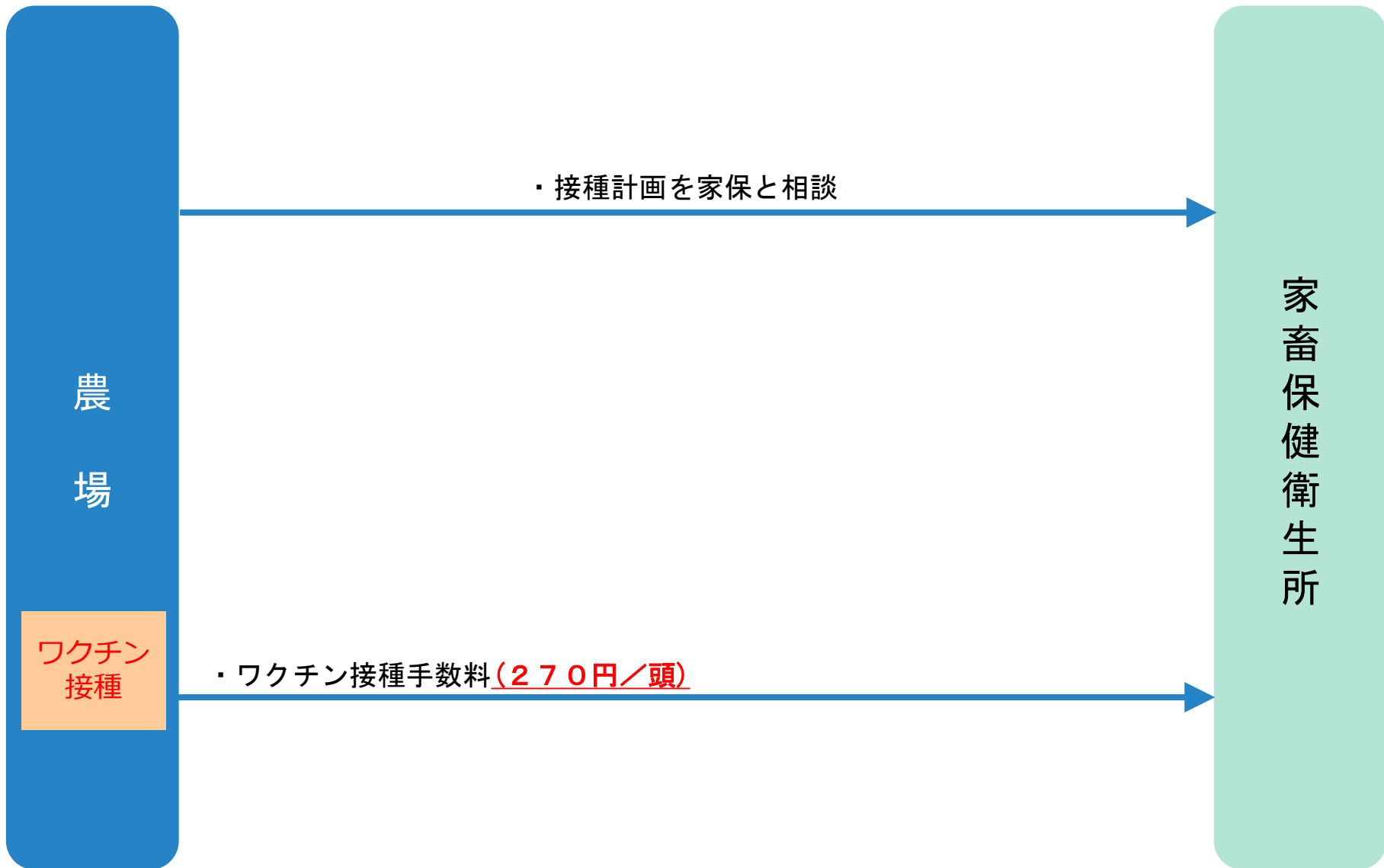
ワクチン接種



家畜保健衛生所

畜産課

家畜防疫員による豚熱ワクチン接種



農場

ワクチン
接種

・ 接種計画を家保と相談

・ ワクチン接種手数料 (270円/頭)

家畜保健衛生所

知事認定獣医師による豚熱ワクチン接種

農場

ワクチン
接種

知事
認定
獣医師

- ・ 使用許可申請書(別記様式 10)
- ・ 使用許可指令書(別記様式 11)
- ・ 月間使用計画書(別記様式 14) → 前月末の 5 営業日から
当月 5 営業日前迄に提出
- ・ ワクチン受渡申請書(別記様式 15-1)
→ 5 営業日前迄に提出
- ・ ワクチン受渡し
- ・ 豚熱ワクチン受領書(別記様式 15-2)
- ・ 豚熱ワクチン接種実績報告書(ワクチン交付申請書)
(別記様式 16) **(70円/頭)**
→ 月末の 5 営業日前から翌月 5 営業日迄に提出、ワクチン瓶返却

- ・ 副申
- ・ 審査

家畜保健衛生所

畜産課

登録飼養衛生管理者の要件

● 適時性

- 家畜防疫員及び知事認定獣医師と同等以上に適時にワクチン接種を行うことができると認められること。

● 適切性

- 豚熱ワクチン接種に必要な知識及び技術を習得していると認められること。
- 家畜保健衛生所との連携及び家畜防疫員又は知事認定獣医師との連携が緊密に取れ、その指示及び指導に従うことができること。

研修会等への参加が必要

研修会等は毎年1回以上受ける必要があります！



研修後の登録までの手続き

●修了証の交付

- ・研修課程の修了後、修了証を交付（初回のみ）

●名簿への登録

- ・県が適時性及び適切性に係る要件を満たすと判断し、かつ、修了証の交付を受けた者を登録飼養衛生管理者として登録し、名簿を作成する

→ 当該登録名簿には少なくとも次の項目について記載

- ① 修了番号、修了年月日
- ② 住所、氏名及び生年月日
- ③ 熊本県において従事する認定農場の所在地、名称及び認定番号
- ④ 熊本県以外で登録がある場合は、その認定農場名及び所在地
- ⑤ 研修の最終受講日

名簿への登録に関する注意点



他県で登録飼養衛生管理者になっているのですが、改めて熊本県で登録される必要がありますか？



熊本県内の農場で従事する場合、**熊本県での名簿への登録が必要**です。

県内異動により従事する農場が変わったのですが、県に報告する必要がありますか？



「従事する農場が変更になった」、「新たに他の都道府県で登録飼養衛生管理者として登録された」等、**名簿の記載事項に変更が生じた場合には、県に届け出てください。**

フォローアップ研修

- 必要な知識及び技術の維持並びに向上を図るため、**毎年1回以上**研修を受講する必要
- 研修対象者は**更新を希望する登録飼養衛生管理者全員**
- 受講した農場の代表者は「登録飼養衛生管理者のためのフォローアップ研修会**受講報告書**」（別記様式5）を管轄家保に提出する

受講していない場合には
登録の取消と
なりますので、
必ず受講しましょう！



登録名簿からの除外

- 登録飼養衛生管理者が次のいずれかに該当する場合であって、県の指導による改善が見られない場合には、県が管理する登録名簿から除外。

- ・ 不正な手段により認定等をうけたことが判明したとき
- ・ 認定等を受けた者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたことが確認されたとき
- ・ 罰金以上の刑に処されたとき等、登録名簿から除外すべきであると県が判断したとき
- ・ フォローアップ研修を年1回以上受講しなかったとき
- ・ その他、県が認定等の取消しを必要と認めたとき

- 登録名簿から除外された時点で修了証は失効する。

(参考) 登録に関する手続き

(1) 登録名簿から削除したい場合 (退職など)

- ① 農場の代表者が家保に名簿登録事項変更届出書を提出
- ② 家保から畜産課に進達
- ③ 畜産課は登録飼養衛生管理者名簿から削除

(2) 登録されている者がフォローアップ研修を受講しなかった場合

認定の取消となりますので、必ずフォローアップ研修を受講してください。

(3) 登録事項に変更が生じた場合

農場の代表者が、事項変更届出書を家保に提出する必要

認定農場の要件（1）

● 飼養衛生管理基準の遵守

- ・ **飼養衛生管理基準を遵守している農場**であり、かつ、家畜保健衛生所との連携及び家畜防疫員又は知事認定獣医師との連携が緊密に取れ、その指示及び指導に従うこと。



飼養衛生管理基準の不遵守事項があると判断されたのですが、どうしたらいいのでしょうか？



- ・ 認定農場として認定できません。
ただし、改善方針等を定め、不遵守事項の遵守に向けて取り組むことで認定できる場合があります。
※改善方針の内容：「改善すべき事項」、「具体的な改善方法」、「具体的な改善すべき期限」等
- ・ 指示及び指導に従わない場合、認定農場の取り消しとなります。

認定農場の要件（2）

● ワクチン管理体制

- ・ 豚熱ワクチンの適時適切な接種及び厳格な管理に係る作業手順書を作成し、認定農場及び登録飼養衛生管理者が満たすべき要件等を遵守する体制となっていると認められること。



作業手順書作成後、県が実行体制について確認の上、農場を認定

ポイント

- ・ 適切な作業手順書になっているか。
- ・ ワクチンを保管する冷蔵庫や注射器、注射針等のワクチン接種に必要な備品、器具の消毒装置が農場にあるか。
- ・ 作業手順書に基づく実行体制が実際に取れているか。

家伝法第50条に基づく使用許可

●家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）

（動物用生物学的製剤の使用の制限）

第五十条 農林水産大臣の指定する動物用生物学的製剤は、都道府県知事の許可を受けなければ使用してはならない。

●家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）

（動物用生物学的製剤の指定）

第五十七条 法第五十条の農林水産大臣の指定する動物用生物学的製剤は、次のとおりとする。

一 略

二 牛疫予防液、牛肺疫予防液、口蹄疫予防液、豚熱予防液、高病原性鳥インフルエンザ予防液、ツベルクリン、マレイン及びヨーニン

登録飼養衛生管理者に対する家伝法第50条に基づく豚熱ワクチン使用許可

- 都道府県知事は、登録飼養衛生管理者に対して、**以下の要件を満たすと判断した場合**、法第50条に基づくワクチン使用を許可することができる。

- (1) 認定農場において接種を行う者（家畜防疫員等を除く。）が、**登録飼養衛生管理者に限られていること。**
- (2) 登録飼養衛生管理者が次の事項を遵守していること。
 - ① 留意事項16に基づく**家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示に従い**、接種を実施すること。
 - ② 作業手順書に従うこと。
 - ③ **申請に係る接種対象農場以外への接種を行わないこと。**
 - ④ **ワクチンの譲渡又は引渡しを行わないこと。**
 - ⑤ 豚熱ワクチン接種票で指示されたワクチン接種の実施期間を遵守すること。
 - ⑥ ワクチン接種後にワクチン接種豚等にマーキングするとともに、当該豚等を接種区域外のと畜場に移動する場合には法第7条の規定の例により標識を付すこと。
- (3) 留意事項27に基づき、**ワクチン等の管理を適切に実施**すること。
- (4) **ワクチン接種の実施状況**について、**熊本県知事に対して期限に遅れることなく報告**すること。

家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示・監督

● 指示

(留意事項16)

- 家畜防疫員又は知事認定獣医師が、登録飼養衛生管理者にワクチン接種の指示を行う場合は、**診察を行った上で、豚熱ワクチン接種票を交付**する。

● 監督

- 家畜防疫員又は知事認定獣医師は、診察のための農場訪問の機会等において、
 - ① 豚熱ワクチン接種票に従って、登録飼養衛生管理者が適切にワクチン接種を実施していることを監督するとともに、
 - ② 認定農場のワクチン管理体制に係る要件の遵守状況を確認。
- 知事認定獣医師にあっては、登録飼養衛生管理者が指示に違反したとき、又は認定農場が要件に違反したときは、県に報告すること。



違反があった場合…



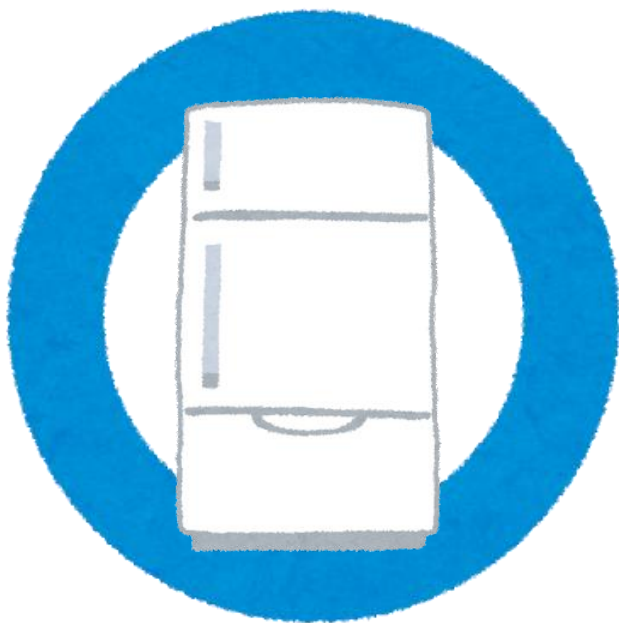
認定農場の認定及び登録飼養衛生管理者の登録の
取消し等の可能性

豚熱ワクチン等の管理（保管）

● ワクチンの保管に係る遵守事項

（留意事項27）

- （1）添付文書に従い適切に冷蔵保管すること。
- （2）他の容器に移し替えて保管しないこと。
- （3）必要なワクチン数量以上を保管しないこと。



豚熱ワクチン等の管理（報告等）

● ワクチン使用数量の報告等

（留意事項27）

- 登録飼養衛生管理者にあつては、作業手順書に基づいて、ワクチン使用数量の把握及び記録を確実に行うとともに、**定期的に熊本県にその数量を報告**。
- 接種時に用いた資材については、適切に処理することが可能である場所に持ち込み、消毒、焼却等により適切に処理を行うとともに、**使用したワクチンの容器は消毒を実施した上で熊本県に返却（原則月末の5営業日前から翌月5営業日まで）**。



使用したワクチンの容器（空のもの、**溶解後に余ったもの**）は、熊本県に返却する必要があるため、**接種後は廃棄せずに保管**してください。返却数については、接種実績と整合性が取れている必要があります。



実施すべき手続きが多いので、作業手順書に具体的な手順を記載し、確実に実行できるようにしましょう。

県による要件の遵守状況の確認

(留意事項20)

- (1) ワクチン接種計画、接種実績及びワクチンの使用数量を毎月突合
- (2) 年1回以上の立入検査を実施
- (3) 年1回以上の免疫付与状況確認検査を実施



要件に違反した場合の対応

● 法第50条に基づくワクチン使用許可の要件に違反した場合の対応 (留意事項21)

- ・ 認定農場又は登録飼養衛生管理者が要件を遵守していないと県知事が認める場合には、速やかに**ワクチン使用許可を取り消す**とともに、**登録飼養衛生管理者の登録及び認定農場の認定を取り消す**こととする。
- ・ 法第50条又は関係法令に違反するものと判断されるときは、**罰則の対象となるおそれがあることに留意**すること。
- ・ なお、要件違反の程度が軽微である場合は、当該農場に要件を遵守するよう指導することとし、当該指導の内容については、書面により通知することとする。
- ・ 当該農場が当該指導に従わない場合には、当該使用許可、登録及び認定を取り消すこととし、1年間は再度の使用許可、登録及び認定を行わない。

獣医師法第8条第2項の規定に基づく「獣医師の業務停止処分」について

ポスト 印刷

令和7年3月21日
農林水産省

農林水産大臣は、獣医師2名に対し、獣医師法に基づく業務停止の処分を行いました。

行政処分内容等

農林水産大臣は、以下の獣医師2名に対し、獣医師法に基づく業務停止の処分を行いました。

(1) 埜田博實（茨城県在住77歳）

行政処分の内容：令和7年3月21日から10月の業務停止処分

事件の概要：農場において、自ら診察しないで、農場従業員を介して、同農場で飼育されていた飼育動物（豚）に対し、豚熱生ワクチンを投与し、もって自ら診察をしないで劇毒薬、生物学的製剤その他農林水産省令で定める医薬品の投与をしたものである。

司法処分の内容：罰金40万円（獣医師法第18条違反）

(2) 檜橋綱雄（茨城県在住76歳）

行政処分の内容：令和7年3月21日から8月の業務停止処分

事件の概要：農場において、自ら診察しないで、農場従業員を介して、同農場で飼育されていた飼育動物（豚）に対し、豚熱生ワクチンを投与し、もって自ら診察をしないで劇毒薬、生物学的製剤その他農林水産省令で定める医薬品の投与をしたものである。

司法処分の内容：罰金20万円（獣医師法第18条違反）

登録飼養衛生管理者によるワクチン接種

- 接種票の交付に当たっては、獣医師法第18条に準ずる**診察**を以て交付
- 認定農場において、ワクチン使用許可を受けた**登録飼養衛生管理者**が、家畜防疫員又は知事認定獣医師による**指示**（豚熱ワクチン接種票※）に**従って接種**
- 接種票で指示された実施期間を遵守
- **接種前**に接種対象豚等の健康状態の確認
- **接種区域外（北海道）へ移動する際の標識（背部へのVマーク）**

【豚熱ワクチン接種票様式】

(別記様式2)
使用者用

接種登録飼養衛生管理者氏名: _____

豚熱ワクチン接種票

対象医薬品	ワクチン名	商品名:			
	数量	20ドーズ (<input type="text"/> バイアル)	50ドーズ (<input type="text"/> バイアル)		
対象動物	動物種	豚 (<input checked="" type="radio"/>) ・ いのしし ・ その他 (<input type="text"/>)			
	頭数	繁殖:	頭、哺乳:	頭、肥育:	頭、計: 頭
	年齢				
	(月齢・週齢・日齢)				
認定農場	特徴	(品種・個体識別番号)			
	農場名称・住所				
登録飼養衛生管理者	接種者氏名	電話			
指示理由					
指示内容	用法:	接種日齢			
	用量:				
	接種の実施期間:				
	休業期間:				
使用状況等	その他:				
	使用年月日				
	使用した場所				
	費用に供するために書又は出荷することができる月日				

上記のとおり指示します。

※豚熱ワクチン使用時には、使用者用の様式の**チェック欄及び使用状況等の欄**に記入すること。

※豚熱ワクチン接種票は、薬機法に基づく**指示書**ではありません。

豚熱ワクチン接種計画の作成と提出

● 豚熱ワクチン接種計画の作成

- ・ 農場における飼養規模、経営形態、離乳豚の移動時期、環境要因（感染症等）、接種体制、免疫付与の状況等を勘案し、接種対象や接種日齢等の具体的な計画について、家保及び知事認定獣医師とよく相談しながら作成しましょう。

● 豚熱ワクチン接種計画の家保への提出

- ・ 母豚の出産見込みや豚群の導入等の予定を踏まえた毎月の細かい計画を作成し、毎月管轄の家保に提出しましょう。



農場ごとに豚熱ワクチンの使用状況が適切であるか、提出いただいた接種計画も踏まえて確認しますので、**正確な計画の作成に努めましょう。**

ワクチン接種開始までの主なTo Doリスト

飼養衛生管理者の登録

- 農場を管轄する県で研修を受講し、修了証の交付を受ける
- 名簿に登録される

所属する農場の認定

- 飼養衛生管理基準の遵守
- 改善方針等を作成し、遵守に向けて取り組む ※不遵守事項がある場合
- 作業手順書等を作成し、農場内で作業手順書を遵守する体制を整備
- 豚熱ワクチンを保管する冷蔵庫や注射器等、ワクチン接種に必要な備品の整備
- 県による要件の遵守確認後、農場が認定される

家伝法第50条に基づく豚熱ワクチン使用許可

- 豚熱ワクチン使用許可申請を県に提出
- 県による確認後、豚熱ワクチンの使用が許可される

その他

- 知事認定獣医師と今後の対応の相談 ※知事認定獣医師を活用している場合
- 農場におけるワクチン接種計画（月ごと）を家畜保健衛生所等と協力して作成し、家畜保健衛生所に提出

ワクチン接種～接種後の主なTo Doリストの例

★作業手順書に記載された内容に従って適切に実施

豚熱ワクチンの調達、保管

- 家畜防疫員又は知事認定獣医師による診察を受け、豚熱ワクチン接種票の交付を受ける。豚熱ワクチン接種票を適切に保管する
- 県から受け渡された豚熱ワクチンは冷蔵庫で適切に保管する

認定農場における豚熱ワクチン接種

- 豚熱ワクチン接種票に従い、登録飼養衛生管理者が適時適切にワクチン接種
- 接種した豚等へのマーキング
- 接種豚台帳に適切に記録
- 接種できない豚等がいる場合は、可能な限り事前に家保等に相談

ワクチン接種実績、ワクチン使用数量の報告等

- 接種実績を接種月の月末5営業日前から翌月5営業日前までに家保に報告
- ワクチン使用数量を家保に報告するとともに、使用したワクチンの容器を消毒の上、家保に返却

その他

- 県による定期・不定期の立入検査に協力する
- 毎年1回以上フォローアップ研修を受講する
- 免疫付与状況確認検査を受ける

豚熱の厳格な管理に係る要件まとめ

ワクチンの保管

- ・ 添付文書に従い適切に冷蔵保管
- ・ 他の容器に移し替えて保管しない
- ・ 必要数量のみ保管
- ・ ワクチンの譲渡又は引渡しを行わない

ワクチンの使用

- ・ 登録飼養衛生管理者に限る
- ・ 家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示に従って接種を実施
- ・ 使用許可外の農場でワクチン接種をしない
- ・ 豚熱ワクチン接種票に記載の実施期間を遵守
- ・ 接種豚等へのマーキング

接種実績報告

- ・ 接種月の月末5営業日前から翌月5営業日前までに報告
- ・ ワクチン使用数量の把握、記録と県への報告
- ・ 使用した資材の適切な処理
- ・ 使用済ワクチン容器を家保に返却

その他

- ・ 作業手順書に従う